



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報  
:食品表示基準改正のパブリックコメント
- B【シリーズ】 食品表示案内 第32講 個別  
:乾しいたけ・野菜冷凍食品・うなぎ加工品の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える  
: 添加物製剤について

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆令和7年12月26日に消費者庁食品表示課から「食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見募集(パブリックコメント)が公示されました。  
意見募集期間は令和8年1月30日(金)までです。

## ■改正内容

### (1) アレルギー表示に係る事項的義務表示事項

令和7年1月「食物アレルギー表示に関するアドバイザリー会議(第7回)」において、カシューナッツを特定原材料に準ずるものから特定原材料へ移行することが適当である旨の方針が示されていきました。今般、カシューナッツ公定検査法の確立の目処が立ったことから、食品表示基準別表第14(特定原材料)に、新たに「カシューナッツ」を追加する改正がされます。

### (2) 個別品目ごとの表示ルールに係る事項

令和6年度に引き続き、令和7年度においても、「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」における検討結果を踏まえ、食品表示基準等の規定について見直しが行われ、同基準等の改正がされます。

なお、施行期日はつぎのうように予定されています。

- 施行期日は令和8年4月1日とする。
- (1)に関する改正規定は施行日から2年間の経過措置を設ける。
- (2)に関する改正規定は施行日から4年間の経過措置を設ける。

消費者庁HPの情報から作成

※続きはPage 1-2(会員)で記載しています。

第32講 乾しいたけ・野菜冷凍食品・うなぎ加工品の表示について 【個別】

■ヒアリングされずそのまま維持された個別食品

個別品目ごとの表示ルールについて横断的な基準に合わせる方向で見直しが行われました。旧JAS法関連事項の他に旧食品衛生法関連事項も合わせて見直されました。

「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」において、品目ごとに関係する業界団体からのヒアリングを実施し、ルールの要否及び改正の必要性について消費者団体や学術関係者等を交えて検討を重ねた結果を踏まえ、食品表示基準の改正が順次行われました。

個別食品46品目中ではヒアリングが実施されず見直しの対象外となり、そのまま維持となった個別食品が3つあります。乾しいたけ・野菜冷凍食品・うなぎ加工品の3品目の表示です。変更はありませんが、以下3品目の表示をみてみましょう。

■乾しいたけの表示

乾しいたけについては、定義、名称、名称規制、原材料、表示禁止事項が個別に規定されています。

■乾しいたけの定義

「乾しいたけ」は、「しいたけ菌の子実体を乾燥したもので全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切りしたものをいう。」と定義されています。この中でかさが七分開きにならないうちに採取したものが「どんこ」、かさが七分開きになってから採取したものを「こうしん」といいます。また、「原木栽培」と「菌床栽培」が定義されています。

■乾しいたけの名称・原材料名

名称は「乾しいたけ」と表示し「名称規制」がかかっています。また、薄切りしたものにあっては、名称の次に括弧を付して、「スライス」と表示します。原材料名は「しいたけ」と表示します。また、「原木」、「菌床」、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と、「しいたけ」の文字の次に括弧を付して表示します。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

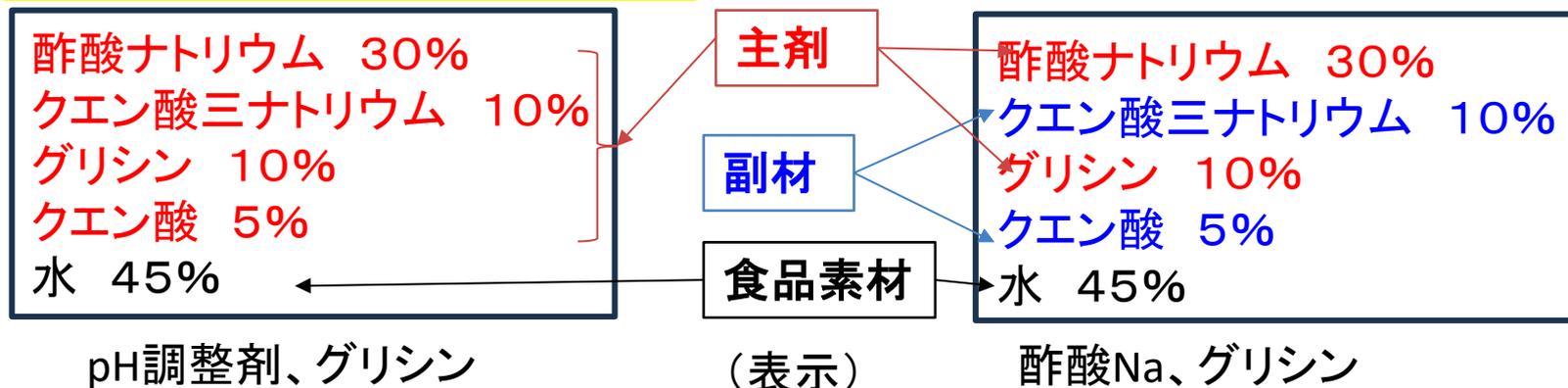
添加物製剤は表示を必要とする主剤と、キャリーオーバーにより表示を免除し得る添加物(副材)、食品素材の3つに分けられます。副剤は副材と食品素材を合わせたものと考えます。製剤の目的によって、主剤と副材に該当する添加物の範囲と配合の取り決めがあります。

右図の製剤の配合内訳において、製剤の目的が異なれば主剤と副材の対象も違ってきます。

酢酸ナトリウム	30%
クエン酸三ナトリウム	10%
グリシン	10%
クエン酸	5%
水	45%

＜目的がpH調整・グリシン製剤である場合＞

＜目的が日持ち向上製剤である場合＞



※ 解答と解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

# A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。

2025年(令和7年)は拙い情報発信にもかかわらず、最後までお付き合いくださいまして感謝申し上げます。2026年も引き続きご覧くだされば幸甚です。

## 月刊 こう食品法令 【2025年 12号】

真なる結合命題を人が偽であると判断するならば、ひどい目に遭うのは、結合命題ではなく、欺かれた人である。このような考えで物事を始めるならば、君を罵る人に対して温和な態度をとることができるだろう。そのたびに、「その人にはそう思われているのだ」と口にするとい。 (エピクテトス(要録)(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。